

# 「在住外国人を対象とした言語保障を考える

## ーコミュニティ通訳の現状と課題からー

飯田奈美子

### I コミュニティ通訳とは

#### 1. はじめに

日本に定住している外国籍住民は200万人を超えている。在日朝鮮・韓国人や華僑など、日本に定住するオールドカマーと呼ばれる人々に加え、1990年以降、日系人、日本人配偶者を中心としたニューカマーと呼ばれる人々が増加し、在住外国人の定住化傾向は進んでいる。このことは、多様な文化や言語背景を持つ人々が、地域社会の構成員として生活しているという現状を表しているといえるだろう。

しかしその一方で、外国人を受け入れるための制度整備はなかなか進まず、特に在住外国人の「言葉の壁」は深刻な問題と言えよう。生活上の問題に直面した時に、日本語ができないため、必要な情報へのアクセスできず、制度や支援を受けられないこともある。これは全ての人々が等しく有すべきアクセス権が保障されていないことであり、人権の侵害であるといえる。こうした問題の解決を図るためにも、通訳・翻訳による在住外国人に対する「ことばのサポート」の重要性は更に高まってきているのである。

貿易商談や国際会議、観光ガイドなどの通訳は通訳者養成や報酬、派遣システムが整い、職業としてなりたっている。これに対して、在日外国人が日常生活場面で必要とされる通訳は職業化が進んでおらず、ほとんどがボランティアが担っているのが現状である。司法や医療、福祉、教育などのパブリックサービス分野の通訳は、外国人の生命や人生に大きく関わる領域である

にも関わらず、独立した専門性を必要とする通訳領域であるという認知は得られておらず、通訳者の養成、認定制度や報酬などのシステムが整備されていない。特に日常生活に密着した通訳をコミュニティ通訳というが、日本国内ではまだコミュニティ通訳の統一した定義すらない。このような現状の中、在住外国人のライフラインとして必要とされるコミュニティ通訳について、その現状と課題について述べていきたい。

## 2. 研究の意義

臨床社会学の視点からみたコミュニティ通訳に対する研究の意義と役割について考察する。

まず、コミュニティ通訳者の養成、認定制度や報酬などのシステムが整備されていない現状の中、コミュニティ通訳の複雑で両義的な存在を明らかにすることで、コミュニティ通訳のシステムを確立していくための議論の土台作りを行うことができると考える。

また、この研究は、近年増加している在住外国人に対して、教育、医療、福祉などのサービスを提供していくために必要な言語保障とはどのようなものかを考えていく目的を持つものでもある。

外国人自身が、「言語の壁」を感じることなく必要な情報にアクセスでき、さらに自分の人生を自分で決定できるような言語保障を考えていかなければならない。これは、対人援助の専門家の話だけを通訳したら終わりではなく、外国人の思いや要求を外国人の話したい言葉で話せるように保障していくという実践の中で培っていくことができるだろうと考える。

しかし、果たしてこれは外国人特有の問題として処理されていいものだろうか。対人援助場面では、常に援助の専門家とクライアントの間には力関係が発生し、とすれば援助者のパターナリズムが問題になる。このような中で言語ツールが保障されたとしても、圧倒的力を持つ援助の専門家一人ひとりが、その人にとって自己決定ができる言語保障が何かという問題意識がなければ、目の前に整備された言語ツールがあっても意味をなさないだろう。このような問題は情報弱者と呼ばれる人たち、視覚聴覚障害者や高齢者など

にも共通する課題であり、対人援助における古くて新しい問題であると考え  
る。従って、この研究は、対人援助場面におけるコミュニケーションの本質  
を浮き彫りにし、さらにコミュニケーションによって顕在化してくる援助関  
係を改めて問い直す試金石になるのではと考える。

### 3. コミュニティ通訳とは

まず、コミュニティ通訳とは、どういうものか定義していく。ここでは、  
コミュニティ通訳を教育、福祉、医療などの対人援助場面の通訳であると定  
義する。コミュニティ通訳は外国人（注：言語的文化的マイノリティという  
意味を含めて外国人という表現を使用する。）が日常生活上、ある課題が生  
じた時、その分野の専門家や機関、地域社会などと解決に向けて、相談、交  
渉、判断を行う過程において、双方のコミュニケーションを繋ぐ役割を果た  
すものである。

コミュニティ通訳を対人援助場面の通訳と設定することには、大きな意味  
があると考えられる。なぜなら、対人援助場面では問題解決の際にコミュニケー  
ションがとて重要視される。専門家とクライアントがコミュニケーション  
をとることでお互い信頼関係を構築し、問題解決に向かっていくという構図  
である。在住外国人の場合も同じで、対人援助の専門家と外国人が一緒にな  
って、外国人の抱える問題を解決していくのだが、その時にお互いが不信感  
を抱いていたのでは、問題解決さへも難しくなる。そこで、コミュニティ通  
訳者は、両者の信頼関係が速やかに構築できるようにアシストするところま  
でを守備範囲とするのである。

というのも、対人援助場面では、対人援助の専門家（日本人）対 クライ  
アント（外国人）という構図が意図せずに作られてしまう。圧倒的専門知識  
を有する専門家と情報へのアクセスが制限されるクライアント、または、ホ  
スト国の文化を持つマジョリティと社会的弱者の多いマイノリティという構  
図である。このため、外国人の価値観や習慣を専門家が理解できず、誤解や  
摩擦が生まれてしまうことが往々にしてあり、そのためにお互いが不信感を  
もち、信頼関係を築けないことが多いのである。

このようなことから、コミュニティ通訳者は、ただ言葉を通訳するだけでなく、両者の信頼関係の構築までを守備範囲とするのである。そして、なぜこのような定義をするのかというと、コミュニティ通訳の対象となる外国人に大きな特徴があるといえる。

## Ⅱ. コミュニティ通訳が必要とされる背景

### 1. 日本で生活をする外国人の増加

現在、外国人登録をしている人の数<sup>1)</sup>は、2006年末で208万4919人である。2005年に200万人を突破して以来過去最高記録を更新している。これは、10年前にくらべると66万9783人、47.3%の増加でこの10年間で1.5倍になっており、そして、日本の総人口の1.63%が外国人であるという状況である。このように日本の外国人は増加傾向にあり、この傾向は今後も続くと考えられる。

国籍別では、韓国・朝鮮籍が全体の28.7%を占めており、以下、中国、ブラジル、フィリピン、ペルーとなっている。一番多い韓国・朝鮮籍は特別永住者であり、この数は高齢化や帰化の増加に伴い減少傾向にある。次に多いのが中国で、中国は1970年後半から増加を続けており、2006年は2005年よりも7.9%増加している。ブラジルは1989年から1991年に大幅に増加しているが、1998年をのぞき毎年増加している。フィリピンは平成2005年に減少に転じたが、2006年は2005年に比べて3.3%増加している。ペルーは1989年から1991年に大幅に増加し、以降毎年増加を続けている。ブラジル、ペルーの増加は1990年の入管法改正が大きく関わってきている。日本政府は単純労働者を基本的受け入れない姿勢であるが、しかし、1900年の入管法の改正によって、日系南米人に対し日本人の子孫ということで定住という活動に制限のない在留資格を出すようになった。これによって、多くの日系南米人が仕事をしに日本にやってくるようになったのである。

次に在留資格の構成比を見ると、永住者（特別永住者と一般永住者）は、83万7521人で、全外国人登録者数の40.2%を占めている。以下は、定住者が12.9%、日本人の配偶者が12.5%、留学が6.3%と続いている。このように永

住や定住など日本に定着して生活している外国人の数が65.6%もあり、外国人登録している人々の半数以上は日本に定着して生活している人たちであると言える。また、外国人登録には入っていないが、オーバーステイといわれている外国人が約17万人<sup>2)</sup>いる。このように、多くの外国人が日本に住んで、働いて、生活をしているのだ。

また、これ以外にもコミュニティ通訳の対象となる人たちがいる。それは、中国帰国者や日本国籍に帰化した人たちで、日本語が自分の第一言語でない人たちである。このような人たちは、国籍は日本であるけれども日本語や日本の文化とは違う文化や背景をもっているということで、言語的、文化的マイノリティとしての意味としての外国人といえる。

## 2. コミュニティ通訳の対象となる外国人

日本に定住している外国人の出身地は多様であり、年齢も国籍別で偏っているが、高齢者から子どもなど様々な年齢層から構成されている、そのためそれぞれに持つ課題も多様化しているといえる。

コミュニティ通訳の対象となる外国人は生活上の課題を多く抱えている人たちである。異国で生活をしていくだけでも不安を抱えるものであるが、さらに彼らの立場が社会的にとっても弱いものであるということが、さらなる不安となり、問題解決にむけての専門家との信頼関係を築きにくくしているといえる。例えば高齢者、子ども、生活困窮者、DV被害者、労働者、難民など多様な存在があり、彼らはその生活の質において、著しく不利で傷つきやすい立場に置かれており、日本社会では社会的弱者であるといえる。

なぜこのような社会的に弱い立場であるかということ、日本社会における外国人の法的地位の不安定さや、日本社会に潜在する偏見などが複雑に絡み合っているといえる。

まず一つ目には、外国人の身分や在留資格が不安定であるということが挙げられる。例えば、オーバーステイなどは、現にそこに存在し労働しているのにもかかわらず、在留資格がないことで国民健康保険に加入できなかったり、医療費が未払いになっても行旅病人及び行旅死亡人取扱法の使用や未払

い医療費補填事業を行っている自治体が限られていることから、これらの恩恵を受けられない人が多い。また、定住資格を持つ日系南米人なども「派遣会社」に雇用されている間接雇用が多いため、社会保険や雇用保険に入れてもらえないことや、いつでも解雇できる労働者として劣悪な労働条件下で働かされている現状がある。また、研修生制度は1年間の研修の後、技能実習生として2年間企業で技術を学べるというものだが、実際は新たな労働力として日本産業の各分野に入り込み搾取されている。この制度は実際労働に従事しているにもかかわらず、研修期間中は賃金を受け取ることが出来ず「研修手当」の名目で生活実費を支払うだけなので、企業にとっては極端な低賃金で若い労働力を確保できる手段となっている。また、研修期間は労働者ではないので、原則的に労災補償もなく、受け入れ企業も変更できないことから、企業に隷属させられているといえるのである。

また、労働力として日本に入ってきている日系南米人などは多くは家族を帯同しており、子どもの教育が問題になってくる。その多くは公立の小中学校に通っているが、十分な日本語指導がどの子どもにも行われているとはいえ、日本語が十分に分からない子どもは教科学習にも多大な困難を抱えるのである。このことは、子どもたちの低学力の原因となるだけでなく、日本社会・教育制度への適応に失敗し、学校から脱落していく結果になっている。

さらに彼らの立場が社会的、歴史的背景が複雑に絡まっていることで、日本での生活に大きな影響を及ぼすことがある。中国残留邦人とその家族は1994年に成立した支援法（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」）によって、帰国の促進と帰国後の自立支援が定められているが、この法制定によって、制度が受けられるものと切り捨てられるものが分けられてしまうことになった。例えば、公費帰国者は、定着促進センターや自立研修センターで日本語や日本の文化風習についての研修をうけ、その後、国の斡旋により定着地において新たな生活をスタートすることができるのであるが、私費で帰国した人にはそのような支援がなく一から自分たちでおこなっていかなければならず、その後の日本での定着に困難を来している。また、在日韓国・朝鮮の高齢者には無年金問題が挙げら

れる。これは、在日外国人は、国民年金制度の創設時には国籍条項により加入権を得ていなかったが1981年の難民条約の批准によって、社会保障関係法規から在日外国人を除外していた国籍条項は排除され、国民年金も加入できるようになったが、その制度の狭間となる高齢者や障害者などがその対象外となり配慮に欠けた内容となっている。

インドシナ難民の1世では生活保護を受けている人が多く、生活が困窮しているだけでなく、高齢化がすすみ、近所との付き合いがなかったり、コミュニティがあってもお互い助け合うような強固な結びつきがなく孤立化している現状がある。

そして、日本社会の、家族観やジェンダー観が在住外国人女性や子どもたちの立場をさらに不安定にさせているのである。日本人の国際結婚総数は、夫が日本人であるカップルの絶対数が非常に多い。人口動態統計年報によれば<sup>3)</sup>、2006年の国際結婚数は、夫日本人・妻外国人が35,993組、夫外国人・妻日本人が8,708組で、4倍以上の差がある。また、夫が日本人である外国人女性の国籍はフィリピン、中国、韓国・朝鮮である。これは、「家父長制」や「ジェンダー」に基づいた日本的家族の結合を求める日本人男性と特にアジア出身の外国籍女性の先進国日本への在住要求が合致したものといえる。このような背景から、夫によるドメスティック・バイオレンス（DV）や、外国人妻の孤立などが問題になっている。特に、DVは、在留資格の制度が外国人女性に不利になっていることから、その被害を訴えられないことも多い。日本人と結婚をした外国人女性の在留資格は「日本人の配偶者等」というものが多い。これは、更新時などに夫の同意がいるなどの制約があったり、子どもが認知されず、子どもともども在留資格を得られないこともあるのだ。また、「興業」の在留資格でくる女性は、労働関係法の適用から除外され権利保護が受けられない状態である。さらに性産業に従事する女性の多くが、根拠のない「借金」を負わされ、パスポートを取り上げられるなどして、ブローカーに従属されている。このような立場であるので強制売春などの人身売買の被害にあうことも多いのである。

このように日本社会における外国人の法的地位の不安定さや、日本社会に

潜在する偏見などが複雑に絡み合っ、外国人の立場が弱くなり、リスクを抱えやすいものであるといえるのである。さらに、もう1つ言えることは、このような立場の外国人の多くは、中国語やポルトガル語、スペイン語、タイ語、フィリピン語など英語圏以外であるのだ。彼らの中には、例えば発展途上国の出身者であって、自国で高等教育を受けられなかったなどのハンディを抱えていたり、また、彼らの文化が、欧米的な価値観や習慣などと異なるものを身につけていることが多い。日本社会では、欧米の文化に対する理解はかなりあるといえるが、それ以外の文化に対しては、無知であったり、または蔑視したりすることもある。このような中、社会的弱者である外国人の価値観習慣を専門家が理解できず、そのことによって誤解や摩擦が生まれてしまうということが多くおこるのである。

### 3. 国外の流れ

次に、国外のコミュニティ通訳の状況についてみていきたい。特に、移民受け入れ国である、アメリカとオーストラリアの状況を、石崎（2007）と水野（2006、2007）の報告をもとにまとめていく。コミュニティ通訳の範囲は幅広いものであるが、その中でも緊急性があるとして医療通訳についての議論が進んでいる。ここでは主に医療通訳のシステムについてアメリカ、オーストラリアの状況を述べていく。

#### (1) アメリカ

アメリカでは、英語能力が十分でない（話せない、読めない、書けない、理解できない）状態をLEP（Limited English Proficiency）と呼びLEP患者に対して、英語ができないという言語的理由でLEP患者が享受できる医療の機会、質が差別されることがあってはならないとしている。これは、公民権法第6章が言語による人種差別を禁じているとし、この基本法を根拠に言語サービスに関する多くの法律、規則ができていくのである。

しかし、あまりこの法の精神が十分には生かされてこなかったことから、2000年にアメリカの保健福祉省公民権局がだした指針に基づき、法履行が徹

底されるに至った。これは、医療提供側は英語ができないLEP患者に、訓練を受けた医療通訳者を無料で用意する責務があり、英語能力が十分でないLEP患者は医療提供側に無料の医療通訳サービスを求める権利があると法律で明示されたのである。しかし、医療通訳の提供方法は全米画一的でなく、①地域のLEP患者人口、②LEP患者の受診頻度、③質と重要性、④通訳者確保の可能性の4つの要因を考慮するなど柔軟性を持たせている。

また、アメリカ障害者法の第3章で障害者への差別を禁止し、聴覚障害者に手話通訳などの用意をすることを求めたり、州ごとに独自のLEP患者に対する法律を制定し、言語支援サービスを義務付けたりしている。また、医療通訳者を用意することを義務付ける法律だけでなく、医師に言語、文化に関する研修受講を求めた法律が制定されたり、15歳以下の子どもが通訳することを禁じた法律が否決されたが議会に提出されたという経緯がある。

このように法的には日本よりかはるかに整備が進んでいるアメリカであるが、通訳の養成や資格認定、派遣などのシステムについては、州ごとに独自の取り組みを行い、国としての統一した制度はできあがっていない。以下に、ワシントン州の医療通訳認定制度について述べる。

ワシントン州は全米で先駆けて医療通訳の公的認定制度が整備されている州である。ワシントン州はLEP患者への医療への機会均等と質の高い言語サービスを提供するために、医療通訳の提供と費用の保障をすると同時に、医療通訳者の質の標準化を目指して医療通訳者の認定制度が導入された。認定制度の運営は、社会保健サービス局（DSHS）が行っており、言語試験の合格者には「医療通訳者認定証」がDSHSの名で発行される。通訳の派遣方法はブローカー制を採用しており、郡単位でブローカーを入札して決め、DSHSが直接契約する。ブローカーは個人病院、クリニックが利用する。公立病院は病院独自でフルタイム、パートタイムの通訳者を雇う。その際、DSHSの認定制度による通訳者を基準にするが、病院によっては病院独自の採用試験を行っているところもある。

通訳費はDSHSからブローカーにわたり、そこから契約通訳派遣代理店にそして通訳者に渡る。通訳費は言語を問わず1時間32ドル（上限）である。

全米医療通訳協議会が、医療通訳の際の道徳的に適切な行為の指針を倫理規定として作成している。この規定には3つの中核的価値、1. 慈善心 (Beneficence) 2. 忠実さ (Fidelity) 3. 文化と文化的差異の重要性の重視と、以下の9の項目がある。①通訳者は業務上知りえた情報はすべて、情報開示に関する適切な要件に従いつつ、医療チームの外部にもらしてはいけない。②通訳者は文化的状況を考慮しながら、元のメッセージの内容と精神を伝え、メッセージを正確に訳すよう努めなければならない。③通訳者は中立性を保つよう努め、相談したり、助言したり、個人的偏見や信条を表明することを控えなければならない。④通訳者は専門職としての役割の範囲を守り、個人的な関与を控えなければならない。⑤通訳者は絶えずその専門業務の遂行中に遭遇する自分自身の、そして他人の文化（生物医学的な文化を含む）に対する認識を高めるよう努めなければならない。⑥通訳者は全ての関係者に対し、敬意を持って接しなければならない。⑦患者の健康、福利、あるいは尊厳が危険にさらされている場合、通訳者はアドボケイト（擁護者）としてふるまうことを正当化されるかもしれない。アドボカシー（擁護的行為）とは、健康上の良い結果を支援するという意図を伴い、コミュニケーション促進の範囲を超えて、個人のために行われる行為であると理解される。アドボカシーは、状況を慎重に思慮深く分析した後に、そして、他のより介入してきでない手段によって問題が解決されなかった場合のみ、行われるべきである。⑧通訳者は絶えず、自分の知識と技術を向上させるよう努めなければならない。⑨通訳者は常に、専門職らしく倫理的に振舞わなければならない、というものがる。

また、2003年に施行された、アメリカの医療分野での最初の包括的な連邦法とされるHIPAA (Health Insurance Portability and Accountability Act) は、医療機関で働く医療通訳者に対しても適用される。これは、既存の患者権利法に加えて、患者のプライバシーや患者の医療情報の保護、守秘義務についても細かく定めており、悪質な違反者には刑罰も科せられると決められている。このような倫理規定や法律などから、医療通訳者は医療従事者と同じ医療チームの一員であるとみなされていると言える。

## (2) オーストラリア

オーストラリアでは、医療、司法、行政通訳などの地域社会密着型の通訳を「コミュニティ通訳」として1つの分野にまとめ国家認定試験も共通でおこなっている。この背景にはオーストラリアの移民国としての変遷が背景にある。第二次世界大戦後労働力の不足から海外からの移民を積極的に受け入れていった。当初は移民は同化するものと考えられ、コミュニケーションができないのは移民自身の責任と考えられていた。しかし、1970年代、移民に対して白豪主義から多文化主義への政策転換がなされ、移民政策の2つの柱として、一つは言語教育、もう一つは通訳翻訳サービスが掲げられた。

1975年 NAATI (National Accreditation Authority for Translators and Interpreter 翻訳者・通訳訳者全国認定機関) が発足し、通訳者・翻訳者の水準の設定とその監視を行うことを目的としている。特に移民がコミュニティでのコミュニケーションを円滑に効果的におこなうことができるように通訳者・翻訳者のミニマム・レベルを確保するための資格認定プログラムを統制した。認定試験は、医療、司法、行政などが混在しており、専門に特化した内容ではない。また、法廷通訳など専門用語や知識必要だけでなく、様々な言語レジスター（使用領域）——洗練された高度な話し方だけでなく、文体レベルの低い、社会の底辺に属する人々に特有な話し方まで——が混在する特殊な場において正確に通訳するには、相当に高度な教育が必要で、NATTIのProfessionalレベル（NATTIの試験を行う対象のレベルで上位のレベル）の試験に合格しただけでは難しいとも言われ、もっと専門性を重視した認定試験を求める声が高まっている。

通訳提供システムは州によって異なるが、全国で統一されている提供システムに電話通訳制度TIS (Translation and Interpretation Service) がある。NATTIの資格を有する通訳者が電話で24時間体制で100言語以上の通訳を提供する。ここでは、言語ごとのオペレーターが、依頼者と通訳者、依頼者がコンタクトした相手先（例えば病院）をつなぐというシステムである。コミュニティ通訳の分野全体を対象とした倫理規定をNATTIとオーストラリア通訳者・翻訳者協会が共同で作成している。まず、①Professional conduct(専

専門職としての行動) ②Confidentiality (守秘義務) ③Competence (能力) ④Impartiality (公平性) ⑤Accuracy (正確性) ⑥Employment (雇用) ⑦Professional Development (専門職としての能力の向上) ⑧Professional Solidarity (専門職としての団結) である。これらは「原則」であり、この原則にそってそれぞれの業務の性質にあわせて判断していく判断材料であると考えられる。また、これらの規定に対する違反に関しては、それを罰則する権限を持たないので、単なる「決まりごと」としての性格しかもっておらず、「理想的な価値判断」とされている。そのため、通訳者の倫理違反は、派遣機関によって個別に、今後仕事をさせないなどの措置をおこなっているのが現状である。

### Ⅲ. コミュニティ通訳の現状と課題

#### 1. コミュニティ通訳者の特徴

コミュニティ通訳を行っている人たちにもある一定の特徴が見られる。まず、ネイティブが多いということである。これは、コミュニティ通訳の現状としては、まだまだ職業化されておらず、多くはボランティアが行っていたり、また、家族やコミュニティの中で日本語のできる人が一緒についていき通訳をおこなうということが多い現状がある。これは制度化などのシステムができていないということが大きな要因であるが、外国人側も自分たちの事情を知った人に通訳をしてほしいという思いがあるのも否めない。というのも、外国人の置かれている状況が社会的にリスクを抱えやすい状況にあり、また、彼らの文化や習慣などを日本社会ではなかなか理解されにくい状況があるため、自分たちの問題をよく理解している人に通訳してほしいという思いが出てくるのだ。そのことから通訳者に当事者性が求められるのである。

次に、コミュニティ通訳を専門に行っている人は少なく、ボランティア以外では、多くは外国人の支援団体の相談員であったり、国際交流協会の職員や、病院の職員、ナースなどなんらかの仕事をしている人が通訳を行うということが多い。このため、もとの立場が支援や援助をするという立場である

ことから、通訳をしても支援的な側面が強くてしてしまうということがある。外国人の立場を擁護できるという面もあるが、行き過ぎてしまうとパターンリズムに陥ったり、外国人を蚊帳の外において、直接やりとりしてしまうという危険性があるといえる。

最後は、ボランティア精神、慈善的精神が求められるのが特徴である。実際に無償で通訳を行うだけでなく、最初に話していた時間以上に長時間にわたって通訳をしたり、突然電話がかかってきていかなければならなかったりなどの対応を迫られることがある。特に少数言語の場合、通訳者が少ないことから、自分の携帯番号を教えるなどして対応せざるをえないこともある。現在コミュニティ通訳には職業規定がないので、どこまでするかは通訳者個人個人の判断に委ねられてしまっているのがその原因である。

## 2. コミュニティ通訳の問題点

次に、多言語コミュニティ通訳ネットワークの事例検討会で出てきた事例からコミュニティ通訳の問題点を以下に述べていく。(1)～(3)は通訳者側の問題点、(4)、(5)は通訳を使う側の問題点である。

### (1) 通訳者の待遇・安全確保の難しさ

通訳者の待遇が整備されていないだけでなく、通訳者はつねに感染症などに感染したり攻撃を受ける危険性を持つ。しかし、それに見合った報酬や何かあったときの保障などは全くといっていいほど整っていない。第二回目の精神保健のテーマは、精神疾患をもった外国人が通訳者に対して危害を加えるような発言をしたり、威嚇をしたという事例が発表された。しかし、ボランティアで行っている通訳にはこのような危険に対する手立てが何もなく、通訳者の安全をどのように確保していくことができるかを考えていくのは急務である。

また、通訳場面がとても深刻であるがために通訳者自身が二次受傷したり、バーンアウトをしたりということがある。第5回目の児童福祉の事例では、性的虐待の被害を受けた可能性のある子どもに対して、児童相談所が事情を

聞いていくという場面の通訳で性的な表現など通訳をしていくことで、通訳者自身がつらい思いをしてしまうという報告がされた。深刻で複雑な通訳場面を体験した場合の通訳者のこころの安定を如何にはかっていくかということも考えていかなければならない。

## (2) 通訳者の専門的知識の習得の難しさ

通訳には幅広い専門的知識の習得が求められるが、それを体系的に身につけるような研修システムはできていない。コミュニティ通訳は様々な機関にまたがり通訳していかなければならないので、その分野ごとの知識を知っていないと正確な通訳を行うことはできない。それだけでなく、通訳者が背景的知識を身につけることは、言葉を正確に訳すだけでなく、専門家が何をしようとしているか、援助の目的はなんなのかを知る上でとても必要になってくる。というのも、第五回目の児童虐待のケースでは、臨床心理士が子どもに対して性的虐待が行われたかを何度も子どもに確認をするということがあり、通訳者はつらい内容の話を何度もすることに対して不信感を抱いてしまったとの報告があった。そのときになぜこのような質問を専門家がしているのかというのが通訳者にも理解できたなら、通訳者が専門家を信頼することができ、それが外国人と専門家の信頼へとつながっていくと考えられる。

## (3) コーディネートシステムの不備

外国人の置かれている現状・背景の複雑になってきていることから、オーバーステイやDV、虐待など問題がいくつも重なり、いろんな機関にまたがって援助をしなければならないという状況がある。通訳者は様々な機関と連携して、外国人のこのような現状や背景的知識を理解して、色んな機関の専門家と外国人の信頼を築いていくための助けをしていかなければならない。そのときに、コーディネートシステムがきちんとできていないと、通訳者に過度な負担を負わせたり、また、通訳者自身が多くの情報量を持つ危険性が出てくるのである。例えば複数の機関にまたがる時は、同じ通訳者が複数の機関にもいくのがいいのか、また、別の通訳者をたてたらいいのかというこ

とは、ケースバイケースで判断していかなければならない。例えば別々の通訳者が対応する場合は、コーディネーターが間にはいって今までのやりとりを伝えておくなどの準備をしておかなければならない。また、少数言語であると通訳者数が少ないので同じ人がいろんな場面で通訳をすることがある、そうすると1人の通訳者がとても沢山の情報をもってしまうという危険性があるので、個人情報保護のためにも情報の管理をしっかりしていく必要がある。

#### (4) 専門家の外国人に対する理解の乏しさ

外国人の問題が複雑で深刻になるほど、いろんな機関と関わるようになる。外国人とよく関わりがある機関であれば、外国人の現状や背景に対しての理解などはあると思うが、あまり接触したことがないという場合、外国人に対してどのように対応したらいいかという知識を持っていないことが多い。例えば、通訳が必要なのに、通訳をつける努力をしなかったり、専門的な話をするのに、質の確保された通訳者ではなく、外国人に個人的に通訳をつれてくるように頼んだりということがある。また、JANTIPの調査では、ある婦人相談所では人身売買被害者に対して同国籍というだけで、言葉のできる人をつれてきたということがあり、日本人には見えないネットワークで被害者の居場所がもれてしまうという危険性があると指摘している。言葉ができれば誰でもいいというのではなく、専門性をもった通訳者が必要であるという認識を専門家にももってもらわなければならない。

また、通訳者が必要であると認識していても、通訳者に過度に依存してしまうということがある。これは、第1回目の教育場面の通訳の事例で出てきた内容であるが、子どものけんかで親同士の話し合いが行われた時に、そのときに教育委員会から通訳が派遣され話し合いの場についたのだが、親同士が興奮しあい取っ組み合いになってしまった。その時にその場を制したのが、同席していた校長でもなく担任でもなく通訳者だったというケースだった。このようなケースはよくおこるものであるのだが、本当はその分野の専門家がその場をコントロールしていかなければならないのに、外国人のことはよ

くわからないという思いから、通訳者にその場の全てを任してしまうという傾向があるのだ。このような外国人に対する理解の乏しさから通訳者に丸投げされることがおこるのである。

#### (5) 外国人に対する権利保障の理解の乏しさ

外国人は社会保障など市民として享受できる権利を持っている。しかし、言葉が通じないことでその権利を知らないことが多い。外国人の権利保障として情報保障をしていかなければならないし。また、情報保障だけでなく、外国人が一市民として自律した生活を送るためには、外国人、特に問題の当事者が自己決定をしていくことを保障していかなければならない。例えば、第3回目の生活保護の事例で、日本語のできる妻と日本語のできない夫が福祉事務所でケースワーカー（CW）と話をしていた。CWは日本語のできる妻とばかり話をしていて、夫が質問をしているのに答えない、または妻が夫の質問を制してしまうという事例が発表された。このように家族の中で日本語ができる人がある場合、その人と専門家が話しをしてしまい、本人が蚊帳の外におかれてしまうということがおこりやすいのである。これには、問題の当事者が自己決定をするという基本的権利について、対人援助の専門家だけでなく社会全体がその認識を再度高めていかなければならないといえる。

### 3. コミュニティ通訳の姿

このような事例検討で出てきた問題点からコミュニティ通訳者の姿というものが明らかになった。コミュニティ通訳者には、「当事者性 VS 専門性」、「支援的立場 VS 通訳者の立場」、「アドボケート VS 中立」という、相反する性質を持った両義的な存在であるといえる。まず、外国人の問題を理解する当事者性を持つと同時に専門的知識や、言語レベル、倫理観などをもった専門性を持つ者である。また、外国人が社会的問題を抱えていることから、支援的な立場としても関わる事が多く、その中で通訳をするときの立場と支援の立場をうまく使い分けていかなければならないというものである。そして、社会的に弱い立場にあることから、外国人の文化や習慣などを理解し

てもらうために、権利擁護の必要性が出てくる。それに対して、通訳は中立な立場で行っていかなければならないというものである。以上のような相反する性質をもったコミュニティ通訳者は如何にバランスを保っていけるかということが求められるのではないかと考える。

#### 4. コミュニティ通訳の課題

コミュニティ通訳の専門性の確立のためにどのような課題があるかという点、まずは通訳者が量、質とも圧倒的に足りていない現状がある。量に関していえば、ネイティブに対する支援をしていく必要があるといえる。ネイティブはすでに簡単な通訳をしているという人が多く、又、外国人の置かれている現状も理解し、ホスト国との架け橋になりたいと思っている人も多い。しかし日本語、特に漢字などの読み書きの難しさから断念することが多いのが現状である。従って、ネイティブに支援ができる研修システムが必要であると思われる。また、コミュニティ通訳の現場では、通訳者が言葉だけの通訳ではなく、いろんな対応を迫られることが多く、それを、通訳者1人の判断に任せるのではなく、スーパービジョンなどで、話し合いをしたり、アドバイザーなどに指南を与えてもらえる場を作る必要がある。通訳者が問題を1人で抱え込まず、結果的に通訳者の安全をまもることにも繋がると考える。

更に、コミュニティ通訳者はいろんな機関の専門家と連携していかねばならず、その際には、コーディネートシステムと通訳者の役割や倫理を規定していくことは必要になってくる。そして、一番重要なのは外国人が自分の人生をどうするかということを自分で決定できるような言語保障を考えていかなければならないことである。専門家の話だけを通訳したら終わりではなく、外国人の思いや要求を外国人の話したい言葉で話せるように保障していくという観点を周知していく必要があると考える。